

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

告 示		ページ
○特定調達契約に係る入札の公告	(総務業務センター)	19
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	20
○土地改良法による道営換地計画の決定	(農業施設管理課)	21
○知事権限に係る保安林の指定	(治山課)	21
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	21
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	(治山課)	22
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更	(治山課)	22
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	(治山課)	22
○道路の供用の開始	(道路課)	23
○道路の区域の変更及び供用の開始	(道路課)	23
公 表		
○水防法による浸水想定区域の指定	(河川課)	23
支庁告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		24
○特定調達契約に係る入札の公告		24
道教育庁釧路教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		25

告 示

北海道告示第774号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年12月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1台分に係る1月当たりの単価）

- パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 14台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成21年3月2日から平成25年2月28日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 電子入札に関する事項 この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
北海道総務部行政改革局総務業務センター
- 4 入札執行の日時等
- (1) 入札開始日時 平成21年1月13日（火）午前9時
- (2) 入札書提出締切日時 平成21年1月14日（水）午後3時
- ただし、紙により提出する場合で持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時に提出すること。送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成21年1月13日（火）まで必着とする。
- (3) 開札場所 北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (4) 開札予定日時 平成21年1月15日（木）午後3時
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの売買 50台
- イ 予定時期 平成21年1月ころ
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成20年1月15日付け北海道告示第17号

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 電子入札システム上及び北海道総務部行政改革局総務業務センター

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部行政改革局総務業務センターのホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sgc/bpk/contents/bdt.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1台分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低価格（1台分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 入札参加申請書の提出

(1) 提 出 の 時 期 電子による場合は、平成20年12月12日から12月25日までのうち、開庁日及び土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後11時まで。ただし、同年12月12日は午前9時から、12月25日は午後5時まで。

紙による持参の場合は、平成20年12月12日から12月25日までのうち、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除き、毎日の午前9時から午後5時まで。ただし、同年12月25日は午後3時まで。

紙による送付の場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成20年12月24日まで必着とする。

(2) 提 出 場 所 電子入札システム上及び北海道総務部行政改革局総務業務センター

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1台分に係る1月当たりの契約金額に105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5076

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured: Personal Computer 14 1 set

B. Bid tendering date and time: 3:00 P. M., January 14, 2009

(Mailed bids must arrive no later than January 13, 2009.)

C. Contact: General Service Administration Center, Bureau of Administrative and Financial Reform, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone: 011-204-5076

北海道告示第775号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（美宇地区中山間地域総合農地防災（農業用排水、土留工））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道日高支庁に備え置いて、平成20年12月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年12月12日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第776号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、厚真町厚南第1地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成20年12月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年12月12日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第777号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成20年12月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 函館市御崎町197・202の1・203の4・204の1・205（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、201、206、207、222の1、222の2

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 稚内市大字宗谷村字富磯244の1・244の2・353（以上3筆

について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第778号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年12月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 函館市御崎町334・335（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、331（国有林）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 二海郡八雲町熊石見日町150地先・156地先・175地先・414地先・415地先・416地先（以上6筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、150・175・176・183・184・389（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、156、191、411、412の1、412の2、413、414、416から418まで

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

熊石見日町150地先、156地先、175地先、414地先、415地先、416地先、150、156、175、176、183、184、191、389、411、412の1、412の2、413、414、418

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに函館市役所及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第779号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年12月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 稚内市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

2 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第780号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年12月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 名寄市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紋別郡湧別町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

湧別町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに名寄市役所及び湧別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第781号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成20年12月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻富士町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡幕別町・十勝郡浦幌町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

幕別町・浦幌町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡本別町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに稚内市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第782号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
旭川旭岳温泉線	上川郡東川町国有林上川中部森林管理署313林班と		前	38.94mから	334.00m	—
北海道旭川土木現業所	小班地先から			76.16mまで		
	上川郡東川町国有林上川中部森林管理署313林班		後	45.46mから	334.00m	—
	小班地先まで			78.16mまで		
幕別帯広茅室線	帯広市西18条南5丁目44番1地先から		前	30.45mから	320.00m	—
北海道帯広土木現業所	帯広市西18条南4丁目8番2地先まで			50.00mまで		
			後	30.45mから	323.91m	—
				50.00mまで		

北海道告示第783号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

北海道知事 高橋 はるみ

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供用開始の期日
道道	苦	前	小	平	線	苦前郡苦前町字九重650番1地先から				平成20.12.12
						苦前郡苦前町字九重716番1地先まで				
道道	築	別	炭	鉦	築	別	停車場線	苦前郡羽幌町字築別1377番地先から	同	
								苦前郡羽幌町字築別1475番地先まで		

公

表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川茶路川水系茶路川

に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道釧路土木現業所事業部治水課及び事業課に備え置いて閲覧に供する。

平成20年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第20号

次のとおり一般競争入札による落札者を決定した。

平成20年12月12日

北海道石狩支庁長 富 樫 秀 文

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量（1キログラム当たりの単価）

(1) 液状凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）	861,260kg
(2) 粒状凍結防止剤（塩化カルシウム）	77,500kg
(3) 粒状凍結防止剤（混合塩化物）	2,023,000kg
(4) 滑り止め材（千歳出張所）砂箱用（3kg袋）	9,000kg
(5) 滑り止め材（岩見沢出張所）砂箱用（3kg袋）	16,000kg
(6) 滑り止め材（滝川出張所）	
ア 砂箱用（3kg袋）	17,000kg
イ 散布用（バラ又は1tフレキシブルコンテナ）	1,210,000kg
(7) 滑り止め材（深川出張所）散布用（バラ及び1tフレキシブルコンテナ）	300,000kg
(8) 滑り止め材（当別出張所）砂箱用（3kg袋）	47,000kg
(9) 滑り止め材（長沼出張所）	
ア 砂箱用（3kg袋）	12,000kg
イ 散布用（バラ又は1tフレキシブルコンテナ）	170,000kg
- 2 落札を決定した日
平成20年11月5日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)から(6)まで並びに(8)及び(9)

ア 氏 名	ゴードー溶剤株式会社
イ 住 所	東京都中央区日本橋本石町4丁目4番20号
 - (2) 1の(7)

ア 氏 名	北央道路工業株式会社
-------	------------

イ 住 所 札幌市東区北8条東1丁目1番35号

4 落札金額

- | | |
|------|-------|
| (1) | 32円 |
| (2) | 48円 |
| (3) | 25円 |
| (4) | 23円 |
| (5) | 23.5円 |
| (6)ア | 24円 |
| イ | 9円 |
| (7) | 9.6円 |
| (8) | 23円 |
| (9)ア | 22円 |
| イ | 8.3円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成20年9月26日付け北海道石狩支庁告示第17号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | |
|---------|---------------------|
| (1) 名 称 | 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課 |
| (2) 所在地 | 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 |

北海道後志支庁告示第89号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年12月12日

北海道後志支庁長 宮 木 康 二

1 入札に付する事項

- | | | |
|---------------------|---------------------|----|
| (1) 調達をする物品等の名称及び数量 | 貨物兼乗用自動車 | 1台 |
| (2) 調達をする物品等の仕様等 | 入札説明書及び取得自動車仕様書による。 | |
| (3) 納 入 期 日 | 平成21年2月27日（金） | |
| (4) 納 入 場 所 | 北海道後志支庁地域振興部総務課 | |

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- | | |
|-----|--|
| (1) | 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資 |
|-----|--|

格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該調達する物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年12月12日から平成21年1月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成20年12月29日から12月31日まで及び平成21年1月2日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志支庁地域振興部総務課出納需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道後志支庁地域振興部総務課出納需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁地域振興部総務課出納需品係）

(2) 入札日時 平成21年1月27日（火） 午前11時（送付による場合は、同年1月26日（月）必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 自動車の賃貸借 6台

(2) 予定時期 平成21年1月ころ

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合には、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量90グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道後志支庁地域振興部総務課出納需品係

(2) 所在地 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136-23-1323

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : 1 Car

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., January 27, 2009

(If mailed,bids must arrive no matter than January 26, 2009.)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Shiribeshi Subprefectural Office, Hokkaido Government, kita 1-jo, higasi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido, 044-8588 Japan
Phone : 0136-23-1323

道教育庁釧路教育局告示

北海道教育庁釧路教育局告示第19号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年12月12日

北海道教育庁釧路教育局長 上田 充

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台（職業科高等学校用）

(2) パーソナルコンピュータ 一式 7台（肢体不自由特別支援学校用）

2 落札を決定した日

平成20年11月18日

3 落札者の氏名及び住所

1の(1)及び(2)

(1) 氏 名 日立キャピタル株式会社

(2) 住 所 東京都港区西新橋2丁目15番12号

4 落札金額（1月当たりの単価）

(1) 133,560円

(2) 28,980円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成20年10月24日付け北海道教育庁釧路教育局告示第18号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局企画総務課

(2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号
